

泊発電所3号炉

地盤(敷地の地質・地質構造)に関するコメント回答

(令和3年2月12日審査会合における指摘事項)

令和3年2月26日
北海道電力株式会社

令和3年2月12日審査会合における指摘事項

No.	指摘事項
1	開削調査箇所(南側)に認められるTs3aユニット及びTs3bユニットの堆積時期に関する検討については、(i)～(iv)が相補的に関係することで、Ts3aユニット及びTs3bユニットが、M1ユニットを含む海成堆積物と整合関係にあるとの判断をしていることから、(i)～(iv)の関係性を明確に記載すること。
2	(vi)で実施している比較については、比較地点の選定理由及び比較項目として堆積物中に認められる火山ガラスを用いる理由を明確に記載すること。
3	開削調査箇所(南側)に認められるTs3aユニット及びTs3bユニットの堆積時期に関する検討のうち、(vi)で実施している火山ガラスの比較は、Ts3aユニット及びTs3bユニットが後期更新世以降の堆積物ではないことを示す有効なデータであることから、比較的層厚が厚い箇所等で火山ガラスの屈折率測定及び主成分分析を追加実施し、町田・新井(2011)において、敷地周辺に到達しているとされている後期更新世のテフラ及びSpfa-1に対比される火山ガラスが認められないことの信頼性を高めること。また、追加分析に用いた火山ガラスの写真も提示すること。
4	(vi)で実施している火山ガラスの比較において、Ts3aユニット及びTs3bユニットとの比較対象とした後期更新世以降に堆積した氷期の陸上堆積物のうち、Ts3bユニットと同様な成因の堆積物はC地点に認められる斜面II堆積物となるが、敷地においてC地点以外にも同様な堆積物が分布し、火山ガラスの屈折率測定及び主成分分析結果を有しているのであれば、提示すること。
5	(vi)で実施している斜長石の比較において、敷地の層序表には玄武岩の記載がないにも関わらず、開削調査箇所(南側)の砂質凝灰岩及びTs1aユニットに、Caに富む斜長石が認められることに対する考察を記載すること。
6	F-1断層開削調査箇所付近の「地層及び地形形成史」については、確認している地質データを反映する観点で、F-1断層開削調査箇所近傍露頭1(北側・南側)の断面図を追加すること。